

議事要旨

会合名称： 第3回 モデル取引契約見直し検討部会 民法改正対応モデル契約見直し検討WG (WG1)

開催日時： 2019年7月19日(月) 10:00~12:00

議事内容：

1. 開会

2. 前回議事録の確認

事務局から、前回議事録(資料3-2)の確認が行われ、了承された。

3. セキュリティ検討PTの創設について

事務局から、(資料3-3)に基づきセキュリティ検討PTの論点の創設、進め方等について説明が行われ、セキュリティに関するモデル契約の見直しについて専門家を中心とするメンバでWG1と並行して検討するための、セキュリティ検討PTの創設が了承された。

4. 前提事項の確認

専門委員から(資料3-4)に基づき、前回の議論を踏まえたモデル契約第一版の前提条件の確認が行われ、特に意見や異議等は無く了承された。

5. 契約不適合責任、解除について

(1) 関連資料の説明

各団体から提出された関連資料の説明を行った。

- ・委員より(資料3-5-1)に基づき、モデル契約見直しに係る論点に対するJEITAモデル契約内容についての説明が行われた。
- ・委員より、JISAの考え方についての説明が行われた。
- ・委員より(資料3-5-3)に基づき、契約不適合の存続期間に関する技術的課題についての説明が行われた
- ・事務局より(資料3-5-4)に基づき、技術的問題に関するヒアリング内容についての説明が行われた。

(2) 討議

契約不適合責任、解除について各委員から以下のような意見等が述べられ、議論が行われた。

- 契約不適合責任の存続期間が現行より長くなったことによって人の確保のコストが上がるという考え方自体は理解できるが、存続期間が10年になったら10年間体制を維持するものなのかわからず、コストが実際どれほど跳ね返るのかわからない。
- 民法が改正されたにもかかわらず、責任の存続期間を今と同じにするのであれば、条件が民法の原則よりもユーザに不利になることからその理由を厚く説明する必要がある。

- システムの使用目的、ライフサイクルに応じて契約不適合責任の存続期間の在り方を考えるべきである。
- これまでと同じようにユーザとベンダの間に十分に情報を共有し、前提条件が説明された上でそのような共通理解のもとで、責任の存続期間をどうするかを決めることが重要である。
- システム開発において、10年間責任を負うとするのは技術的に難しいというのはいうものではないか。
- 適切な検収をしていれば見つかったはずの不具合についてまで、知らなかったとして1年間の権利行使期間が起算されないのは、不適切な検収しか行っていないユーザほどかえって長期に保護されることになっており不合理のように思われる。
- 「合理的な検収」をしていれば見つかった不具合についても1年で切るということも考えられるが、検収後に不具合がある程度出てくるのは不可避的だと指摘している裁判例に照らすと、合理的な検収をした／していなかったから、1年間で切らない／切るというのは判断基準として機能するのは難しいのではないか。
- そもそも現在のコスト分担等について、民法改正があったからどこまで実態を変えなければならぬのかは悩ましい。改正後の期間制限を前提とすれば、現行法の下で保守として有償で対応していたものを、無償で対応するということにもなり、取引価格を決めていた前提が異なる。
- 納品後相当期間経ったあとで、想定もしなかった不具合が生じた場合に、解除するというのはビジネスの肌感覚とはずれているのではないか。そもそも解除の場合、原状回復はどうするのかイメージができない。
- ベンダとしては、現行法通り期間制限を1年としてその分コストを乗せないという選択肢と、例えばコストが上がって構わないので、X年後に不具合が見つかったとしても対応して欲しいという選択肢を示すのが限界なのではないか。
- 仮に現行のままの期間制限にするとしても、明らかにベンダ側のミスで不具合が生じていた場合にそれまで救済の途を閉じるということが説明できるのか。

以上